

スチューデント・カード・サービス ISIC Visa プリペイドカード特約

第1条 (スチューデント・カード・サービス ISIC Visa プリペイドカード)

1. 本特約は、スチューデント・カード・サービス株式会社（以下「スチューデント・カード・サービス」という）と三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といい、両者をあわせて「各社」という）が提携し、スチューデント・カード・サービスが国際学生証カードの発行者として、三井住友が前払式支払手段発行者として発行する、国際学生証カード及びVISAプリペイドカードの機能を備えた「スチューデント・カード・サービス ISIC Visa プリペイドカード」（以下「本プリペイド」という）について定めるものです。
2. 本プリペイドの購入者・利用者（以下、総称して「利用者等」という）は、本特約並びに三井住友 VISA プリペイド購入規約、三井住友 VISA プリペイド利用規約、個人情報の取扱いに関する同意条項（プリペイド専用）及び三井住友 VISA プリペイド Web サービス利用特約並びにスチューデント・カード・サービスの提供する国際学生証カード規約（以下、総称して「規約等」という）の最新版を確認のうえ、それらに同意する必要があります。

第2条 (定義)

本特約において、「利用者等」は、国際学生証カードを申込可能な政府認証の教育機関の正規な学生のうち、日本に住所を有する者で、スチューデント・カード・サービスへ所定の手続きにより購入・利用申込みを行い、且つ各社が適当と認めた場合において、スチューデント・カード・サービスから本プリペイドを所定の方法で交付された購入者・利用者を意味するものとします。

第3条 (利用者等)

1. 利用者等は、本プリペイドを正当に所持及び利用するものとします。
2. 本プリペイドに適用される規約等に定める「会員」は、利用者等を意味するものとします。
3. 利用者等は、各社から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
4. 利用者等は、本特約に同意のうえ、本プリペイド裏面のご署名欄に自署するものとします。なお、利用者等は、本プリペイド裏面に署名をした場合、本特約の内容を承認したものとみなされることを承諾するものとします。
5. 三井住友は、利用者等から書類をご提出いただいた場合、その書類を返却いたしません。

第4条 (交付方法)

本プリペイドは利用者等が購入・利用申込を行った後、スチューデント・カード・サービス所定の方法で利用者等に交付されます。

第5条 (有効期限)

1. 本プリペイドの VISA プリペイド機能については、三井住友 VISA プリペイド利用規約の内容にかかわらず、利用者等が本プリペイドの購入・利用申込みを行った月の13ヶ月後の末日が有効期限となり、有効期限はカード表面に刻印されます。
2. 本プリペイドは、有効期限到来時に自動的に更新されません。
3. 利用者等は、第1項に定める有効期間が経過したとき、本プリペイドを直ちに切断・破棄するものとします。

第6条 (本プリペイド番号等の管理)

1. 本プリペイドのカード原板の所有権は各社両方に帰属するものとします。
2. 利用者は本プリペイドを第三者に譲渡することはできないものとします。
3. 三井住友 VISA プリペイド Web サービス利用特約第4条第1項の内容にかかわらず、利用者は自己の責任で、利用者に対して三井住友から発行されまたは認証された ID 及びパスワードを、利用者の保護者に限り利用させることができるものとします。

第7条 (磁気不良等による再発行および盗難等による再申込)

1. カード原板の磁気不良、毀損等、利用者等の責任に帰さない事由により本プリペイドの利用が困難となった場合は、利用者がスチューデント・カード・サービスが定める所定の方法によりスチューデント・カード・サービスへ連絡し、かつスチューデント・カード・サービスが適当と認めた場合に限り、スチューデント・カード・サービスが本プリペイドを再発行するものとします。
2. 利用者等が本プリペイドを紛失した場合、または盗難された場合、スチューデント・カード・サービスは本プリペイドを再発行しません。利用者等はスチューデント・カード・サービスが定める所定の方法にて再度購入、利用申込の上、交付を受けるものとします。
3. 前2項の場合、利用者等は再発行または交付された本プリペイドについて、専用 Web サイトの開設、及び旧カードから新カードへの残高の移行等を自己の責任で行うものとします。

第8条（特約の改定）

本特約が改定され、その改定内容が利用者等に通知された後又は改定後の本特約が利用者等に送付された後に、利用者等が本プリペイドを利用したときには、利用者等はその改定を承認したものとみなします。

第9条（規約の適用）

本特約に定めのない事項については、規約等が適用されます。

第10条（相談窓口）

1. 本プリペイドの発行及び利用に関する相談は、下記の〈プリペイド発行元〉にご連絡ください。
2. 国際学生証カードに案ずる相談は、下記の〈国際学生証カード発行元〉にご連絡ください。

〈プリペイド発行元〉

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪府大阪市中央区今橋4-5-15

三井住友プリペイドデスク 06-7636-2567

<http://vpass.jp/b-prepaid/>

〈国際学生証カード発行元〉

ISIC Japan アイジック・ジャパン | スチューデント・カード・サービス株式会社

E-mail : info@isicjapan.jp

以 上

(2018年11月制定)